

2023年7月19日

各 位

会 社 名 株式会社ピーエイ
代 表 者 代表取締役会長兼社長 加藤博敏
(コード番号 4766:東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 経営管理部長 阿部 良一
(TEL 03-6885-1010)

控訴の提起及び2023年7月18日付開示資料「訴訟の判決確定のお知らせ」の一部訂正

当社は、2023年7月18日付開示資料「訴訟の判決確定のお知らせ」において、2020年2月7日付開示資料「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしました株式会社 archimetal.jp および同社代表取締役大屋和彦氏並びに長谷川ビジネスソリューションズ構造設計一級建築士事務所代表長谷川幸夫氏こと相馬幸夫氏（以下、「株式会社 archimetal.jp ら」）に対する東急目黒線西小山駅前の商業施設建設に係る建築基準法等に関する法令違反に対する是正措置の工事費用等の損害賠償請求訴訟の提起に関して、判決が確定した旨を公表いたしました。

しかし、当該公表後に、長谷川ビジネスソリューションズ構造設計一級建築士事務所代表長谷川幸夫氏こと相馬幸夫氏が東京地方裁判所による判決（第一審判決）を不服として2023年7月11日付で東京高等裁判所に控訴をしたことが判明いたしました。

また、株式会社 archimetal.jp および同社代表取締役大屋和彦氏については、東京高等裁判所に控訴をしていないことが判明し、こちらの損害賠償請求訴訟については判決が確定しております。

そのため、2023年7月18日付開示資料「訴訟の判決確定のお知らせ」の記載内容の一部を訂正いたします。

記

1. 2023年7月18日付開示資料「訴訟の判決確定のお知らせ」の一部訂正に至った経緯

当社は、2023年6月28日に顧問弁護士事務所経由で東京地方裁判所から令和2年（ワ）第3072号損害賠償請求本訴事件及び令和3年（ワ）第10699号不当利得返還等請求反訴事件の第一審判決文を受領致しました。

その過程で、当社は、株式会社 archimetal.jp らによる控訴期限が、東京地方裁判所によって第一審判決文正本が株式会社 archimetal.jp らに送達された日の翌日から起算して2週間であることを確認しました。

当社は、当社の顧問弁護士事務所が株式会社 archimetal.jp らが本件の第一審判決文正本を受領したであろう日を6月30日と想定したことから、当社では、控訴期限について7月14日であると考えました。

そして、当社では、控訴の提起を受けた経験がなく、また控訴の仕組み自体を十分に理解していなかったために控訴状などの郵送物が届くのを待っていましたが、郵送物が届かないため、判決が確定したと誤認したため、控訴期間最終日の7月14日において、顧問弁護士事務所に対して控訴の有無及び判決の確定に係る確認を行いませんでした。

また、当社では、その翌営業日に当たる7月18日になって初めて、9時台、15時台及び16時台のそれぞれの時間帯に、顧問弁護士事務所へ連絡し、担当弁護士に控訴の有無及び判決の確定について確認を取りましたが、いずれの時間帯も担当弁護士は来客等で連絡が取れない状態が続きました。

当社では、控訴期限である7月14日を過ぎて7月18日になっても郵送物が届かないため、判決が確定したのであれば当該内容は速やかに適時開示すべきと考えるに至りました。

そのため、当社では、担当弁護士による控訴の有無及び判決の確定の確認が取れていなかったにもかかわらず、7月18日の17時00分に開示資料「訴訟の判決確定のお知らせ」の公表を行いました。

その後、7月18日の17時過ぎになって顧問弁護士事務所の担当弁護士から連絡があったため、当該担当弁護士を通じて東京地方裁判所に判決確定及び控訴の有無について確認を取ったところ、当該担当

弁護士を通じて、長谷川ビジネスソリューションズ構造設計一級建築士事務所代表長谷川幸夫氏こと相馬幸夫氏が7月11日付で東京高等裁判所に控訴していることが判明致しました。

なお、株式会社 archimetal.jp および同社代表取締役大屋和彦氏については、当該担当弁護士から、7月19日の10時過ぎに連絡を受け、控訴をしていないことを確認しております。

2. 控訴審について

当社は、控訴審においても、当社の主張が認められるよう、引き続き当社の損害賠償請求を主張してまいります。

3. 今後の見通し

本件による当社の当期連結業績へ重要な影響を与える事象が発生した場合には、速やかにお知らせします。

以上